

全国警備業連盟 通信

No.022

2021年6月1日発行

全警連からの情報案内

理事長より

今年は全国的に梅雨入りが早く、晴れ間であっても湿度が高い日々が続いております。コロナ禍の中、皆様方におかれでは十分にご自愛されておられることと存じます。

政府は緊急事態宣言を発令している9都道府県とまん延防止等重点措置を適用している5県について、沖縄県の期限にあわせ今月20日まで延長することを決定。同様にまん延防止等重点措置が適用されている群馬、石川、熊本の3県については6月13日までとされています。これらの効果とも相まって感染者数の増加がある程度抑制されていくことと思われますが、昨年2月来の状況を見ていくと、病床確保、治療薬、ワクチン接種等、更には1年延期とされた2020東京オリンピック・パラリンピックの準備等、ウイルス変異への対応については様々な意見があろうと思います。3月25日からの聖火リレーは順調に進んでおりますが、世紀のイベントに向けて、JV加盟の各社、聖火リレー警備の各社が一生懸命コロナ禍の中で警備実施を行っており、ワクチン接種を含め、私共のコロナ禍での警備対応にも関係方面にも気を使っていただくことを期待しております。

国会では各法案の審議がなされておりますが、先日は赤間衆議院国土交通委員長に航空法改正に関する私共の考え方を説明し委員の方にもご理解いただきたい旨お願ひいたしておきました。偶々加藤鮎子議員から政府に対する要望質問がありましたので、別途参照してください。

コロナ対策はワクチン接種が進むと次の段階に入ります。私共はコロナ禍での五輪実施とワクチン普及=人々の免疫獲得後の状況を考えて次の段階での業界要望に駒を進めて行かなければなりません。

全警協にて精力的に議論されている諮問委員会の検討結果についても、すぐ業界としてやらねばならないこと、政府や党に引き続き要請すべきもの、国の予算・税制・規制改革措置が直ちに必要となるもの等を仕分けして6月の骨太対策で具体的な内容として要求していくかないと他の業界に劣後する結果となってしまいます。業界をめぐるイシューは何時どうやって誰に対して何を求めていくかを明確にしないとまずい。5年間の協会長の時も官邸(当時の菅官房長官と杉田官房副長官)に要望書を持ってく度に、もう少し具体的に何時までに何を直してほしいのか、自民公明の部会はどうなのかを言われておりましたが、特に業法関係は政治の力の場面です。タイミング、流れが肝心。警備業法が制定以来来年で50年となるにもかかわらず僅か1982年、2004年の二度しか実質改正していない事実を見ても、立法当時の状況とは著しく変わったにもかかわらずビルメンとの比較でもこれでは話にならないのではないでしょうか。警備業法は不磨の大典ではありません。第一条の目的規定から始まり、災害対策の役割等、更には地方の財源的裏付け(特別交付税)等制度改正を要請すべきものは数多あり、この点あえて申せば警察庁と共に議論を進め、政治プロセスに乗せないと、折角安倍内閣の下で官邸を中心に下請け対策に警備業を入れて議論したところが完全に忘れ去られてしまします。政府与党を交えて細かな議論をしていかないと、デジタル化の流れを含め我が業界が取り残されてしまいます。業界あげての一致団結がまさに必要な時であります。

今年は衆議院選挙の年。都議選もあります。ちなみに選挙運動と政治活動は異なります。この点、各社別に個別の先生方との付き合いがあるから警備業としては不要という方がおられると言っていますが、各社の個別事情だけをお願いするのは如何なものか。

コロナ禍の中各県協会長に設立の行脚をしておりますが、今こそ私共の実質的な地位向上に向けて進む時です。今月9日の連盟総会は緊急事態宣言中でもあり、リモートを含めたハイブリッド型とせざるを得ませんが、我々の心意気をお分かりいただける先生方が多数おられることで励みになります。

理事会、総会の議題は後刻前広にご連絡いたします。皆様にお会いできることを楽しみにしております。

活動内容

◇航空法改正に伴う活動

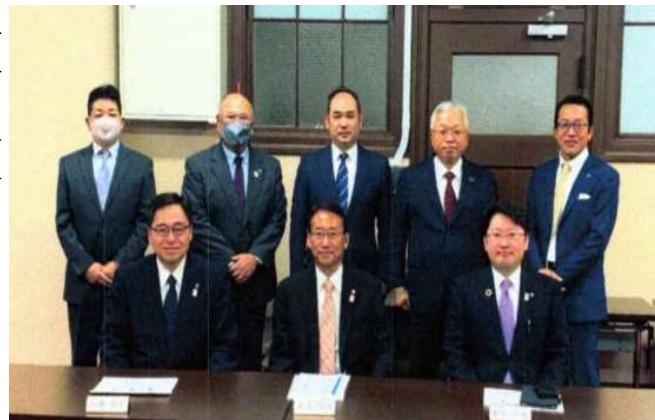
空港の保安検査における課題解決を目的に、航空法の改正を昨年より当連盟及び全国警備業協会にて自民党警備議連の総会等、様々な機会に要望書を提出していたところ、令和3年1月18日から開会しました「第204回通常国会」にて航空法の改正法案が提出されました。

令和3年5月14日、衆議院国土交通委員会にて航空法改正に関する審議が行われましたが、国土交通委員会に先立ち、委員長である衆議院「赤間二郎議員（神奈川14区選出）」等を青山理事長にて訪問し、保安検査に関する航空法改正に至った経緯や要望事項の申し入れ等の活動を実施。警備業界の要望に沿うような質問・答弁等もあり、衆議院では可決・通過し、今後参議院にて審議予定です。法律改正に関する推移及び今後国土交通大臣が作成する「危害行為防止基本方針」の作成にあたっても引き続き注視していきたいと思います。

◇大阪府警備業連盟の活動報告

令和3年4月14日、3月に開催した「自民党大阪府議連」との意見交換会に引き続き、「公明党大阪府会議員」との意見交換会を開催し、公明党からは大山明彦大阪府議会議員団副幹事長の他2名が参加、榎本連盟理事長他4名、寺尾協会長他1名が参加しました。

警備業連盟の設立趣旨・現状説明のうえ、警備業界の課題等について意見交換を行い、議員からは官公庁案件の課題や労務単価に関する質問等があり、活発な意見交換が行われました。今後も定期的に意見交換会を開催することに対し、快く承諾いただくと共に、自治体への折衝時の支援についても、お手伝いをするとの心強い言葉をいただきました。



(公明党大阪府議会議員団)

今後の予定

※東京都他に発出されている緊急事態宣言の延長に伴い、理事会及び総会は開催方法・場所等を変更し開催します。

なお、懇談会は延期(開催時期未定)とします。

◇理事会・総会・懇談会の開催（予定）

日時：令和3年6月9日（水）15:00～（理事会）
16:30～（総会）

（延期）17:30～（懇談会）

場所：京王プラザホテル

⇒品川プリンスホテル（タワー棟17階）へ変更

設立状況(加盟状況)

令和3年5月末現在、京都府に新たに設立され、警備業連盟の設立数は27都道府県になりました。6月には和歌山県にも設立される見込みであり、早期に30連盟の設立を目指して引き続き取り組んでいきたいと考えています。

		設立日	会員数	理事長	備考
1	北海道	2019.5.30	170社	(株)メンティス 代表取締役 宮武 亨丞	全警連理事
2	秋田県	2019.5.27	23社	大洋ビル管理(株) 取締役会長 内村 和人	
3	岩手県	2019.6.12	22社	桜心警備保障(株) 代表取締役 越場 健一	
4	宮城県	2019.5.30	58社	(株)日本パトロール警備保障 代表取締役 後藤 公伸	全警連理事
5	福島県	2019.5.30	55社	(株)グリーセス 会長 星 亨	
6	栃木県	2020.9.17	44社	北関東綜合警備保障(株) 代表取締役会長 青木 熱	
7	群馬県	2020.10.2	36社	ALSOK群馬(株) 代表取締役社長 山崎 春男	
8	茨城県	2019.4.25	54社	(株)水戸警備保障 代表取締役 井澤 卓司	全警連理事
9	埼玉県	2020.1.15	26社	(株)セキュリティ 代表取締役 上園 俊樹	
10	東京都	2021.2.22	162社(見込)	朝日管財(株) 取締役社長 田中 範弥	
11	神奈川県	2019.9.20	169社	(株)KSP 代表取締役社長 田邊 中	
12	長野県	2019.8.26	37社	(株)全日警サービス長野 代表取締役 浅妻 豊	
13	富山県	2019.5.15	31社	(株)パトロード富山 代表取締役社長 成伯仁志	
14	石川県	2019.5.30	27社	北陸綜合警備保障(株) 取締役会長 宮野 浩	
15	愛知県	2019.5.15	190社	セクダム(株) 代表取締役 金子 慶太郎	全警連理事
16	岐阜県	2020.4.1	33社	大日本警備保障(株) 代表取締役 河野 秀明	
17	京都府	2021.5.14	50社(見込)	西部綜合警備(株) 専務取締役 藤野 祐司	
18	大阪府	2019.5.17	150社	堺総合警備(株) 代表取締役 梶本 博	全警連理事
19	広島県	2019.5.30	61社	(株)保安警備 代表取締役 七河 義孝	全警連理事
20	愛媛県	2019.5.21	30社	愛媛綜合警備保障(株) 常務取締役 阿部 克彦	全警連監事
21	徳島県	2019.5.28	19社	(有)ファイブセキュリティシステム 営業本部長 五島寛治	
22	香川県	2020.3.18	26社	ALSOK香川(株) 代表取締役 梶原 慶二	
23	高知県	2021.1.12	20社(見込)	ALSOK高知(株) 代表取締役 稲田 孝明	
24	福岡県	2019.5.8	64社	安確警備保障(株) 代表取締役社長 近藤 雅則	全警連理事
25	長崎県	2019.5.31	28社	(株)中央綜合警備保障 代表取締役社長 堀内 敏也	
26	熊本県	2020.9.25	29社	ALSOK熊本(株) 代表取締役社長 渡邊 勝彦	
27	鹿児島県	2019.1.28	39社	九州綜合警備保障(株) 代表取締役会長 永山 一巳	
	全国警備業連盟 (賛助会員)	2019.5.12	89社	綜合警備保障(株) 代表取締役社長 青山 幸恭	理事長
			1,742社		

事務局からのお知らせ

◇全国警備業連盟のホームページを開設しました。 HP <https://keibigyo-renmei.jp>
今後、本連盟通信や機関紙、様々なお知らせや活動報告等はホームページにも掲載します。
各警備業連盟様の活動報告・トピックス等の情報提供を宜しくお願いします。

<全警連限定> 発行・編集：全国警備業連盟 事務局

各警備業連盟との情報共有等を目的に、「全国警備業連盟 通信」を毎月1回配信予定です。
各警備業連盟においても、活動報告・トピックス等ありましたら事務局までお知らせください。
(連絡先) 担当：森川 TEL：03-3470-7160 FAX：03-3470-7161

令和3年5月14日、衆議院国土交通委員会における航空法改正に関する審議内容議事録（抜粋）

○あかま委員長 次に、加藤鮎子君。

○加藤（鮎）委員 おはようございます。山形三区選出の加藤鮎子でございます。質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。ただ、誠にありがとうございます。早速でございますけれども、質問に入らせていただきたいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後に、保安検査についての質問であります。飛行機の中といえど、外部から遮断された密室で、先ほどからの質問でありますように、ハイジャックやテロを始め、様々なリスクを想定する必要があります。飛行中はもちろん、その前後も含めて、旅客の安全をしっかりと確保することが重要なのは言うまでもありません。保安検査の確実な実施のためには、現場関係者のしつかりとした連携強化と、国のリーダーシップ、さらには、保安検査現場における量的、質的向上が求められます。

先ほど、コロナ禍の影響で航空会社が大変厳しい経営状況にあると申し上げましたが、その影響は保安検査の現場にも波及をしております。例えば、コロナの影響による減便によって保安検査業務が減れば、委託を受けて保安検査を現場で実施する警備会社等の方々にも影響が出てまいります。どんな影響かといえば、例えば、元々発着便数の少ない、ある地方空港では、コロナ禍の今は、朝と夜の二便しかないといった空港もあります。コロナ前は、四、五便あって、ほぼ一日稼働し

ていたので、検査業務を実働時間契約で請け負つてもさほど差し支えなかつたわけですが、コロナ禍の今は朝と夕だけ検査つまり、拘束時間は長いのに実働時間契約では苦しいなどという、業種、受託者サイドへのしわ寄せなんかも起きてくるわけであります。

需要が回復したときに備えて、質、量、共に、しっかりとした保安検査を行える現場の人材を確保しておくためにも、処遇の改善も含めた検査現場の運用改善が不可欠ではないかと考えますが、この点につきましての今後の国交省の対応を伺います。

○和田政府参考人 お答えいたします。

保安検査を確實に実施するためには、航空会社、空港会社、ターミナルビル会社、検査会社など、多岐にわたる関係者の連携を強化するとともに、現場における運用面での様々な課題の解決や必要な改善を図つていくための取組が不可欠というふうに考えてございます。

そのため、新たに法律に基づいて国が策定、公表をする危害行為防止基本方針におきまして、例えば、空港ごとに設置されている保安関係者の協議会等の場におきまして、技術的な側面以外の現場の抱える様々な問題を含めて情報共有や連携の強化を図るなど、関係者間の役割分担と相互の連携協力の方向性でありますとか、ただいま御指摘をいただきました保安検査員の労働環境の改善方策について検討することなどを方針の中にしつかりと明記をして、検討してまいりたいと思っております。

加えて、国は、必要に応じて、基本方針に基づき、関係者に対し指導助言を行うこととしており、これらを通じて関係者の一層の連携の強化を図ることにしております。

それから、現場の運用についてもいろいろと考

えていく必要がございます。今般の航空法改正によりまして、保安検査業務の受委託に関する基準を定めるとともに、国が、航空局が検査会社に対して必要に応じて報告徴収、立入検査を行うことができるようになります。また、指導助言を行うといったことを通じまして、現場の運用改善についても適切に関与できるようになります。

これらを通じまして、航空保安対策の一層の強化を図つてまいりたいと考えております。

○加藤（鮎）委員 ありがとうございます。

是非、国のリーダーシップを強化していただき、また、さきに訴えさせていただいた航空会社への支援なども併せて行いながら、現場の運用改善を進めていたくこともお願いをいたしました私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。